【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年３月31日
【会社名】	ケネディクス株式会社
【英訳名】	Kenedix,Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　宮　島　大　祐
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町６番５号 （平成26年３月26日から本店の所在地の場所は、東京都港区新橋二丁目２番９号から上記に移転しております。）
【電話番号】	03-5623-8400(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役　吉　川　泰　司
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町６番５号
【電話番号】	03-5623-8400(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役　吉　川　泰　司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成26年３月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年３月26日

(2) 決議事項の内容

＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞

第１号議案 定款一部変更の件（本店所在地の変更）

第２号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の件

第３号議案 取締役８名選任の件

取締役として川島敦、宮島大祐、吉川泰司、池田総司、田島正彦、塩澤修平、市川康生及び関口康を選任する。

第４号議案 監査役１名選任の件

監査役として植田哲夫を選任する。

第５号議案　監査役補欠者１名選任の件

監査役補欠者として佐貫葉子を選任する。

＜株主提案（第６号議案から第８号議案まで）＞

第６号議案　定款一部変更の件（新会社法下におけるＭＢＯ時の取締役の責任）

第７号議案　定款変更の件（外国人差別の禁止）

第８号議案　定款一部変更の件（白票を会社側提案については賛成、株主提案については反対とすることの禁止）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	決議の結果及び賛成(反対)割合（%）
第１号議案	999,186	7,201	35,261	可決 96.37
第２号議案	975,189	31,218	35,261	可決 94.32
第３号議案				
川島　敦	853,374	153,033	35,261	可決 83.91
宮島　大祐	910,331	96,076	35,261	可決 88.78
吉川　泰司	887,875	118,225	35,568	可決 86.86
池田　総司	919,234	86,866	35,568	可決 89.54
田島　正彦	919,667	86,433	35,568	可決 89.58
塩澤　修平	910,284	96,123	35,261	可決 88.78
市川　康生	897,291	109,116	35,261	可決 87.67
関口　康	922,624	83,783	35,261	可決 89.83
第４号議案				
植田　哲夫	966,296	40,114	35,261	可決 93.56
第５号議案				
佐貫　葉子	996,981	9,430	35,261	可決 96.18

＜株主提案（第６号議案から第８号議案まで）＞

第６号議案	74,235	932,137	35,271	否決 6.34
第７号議案	69,798	936,638	35,271	否決 5.96
第８号議案	277,921	728,520	35,261	否決 23.74

（注）１．各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。
（第１号議案及び第６号議案から第８号議案）
議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分２以上の賛成
（第２号議案）
出席した株主の議決権の過半数の賛成
（第３号議案から第５号議案）
議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

２．賛成比率の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分および当日出席株主分）に対する、本株主総会前日までの事前行使分の賛成の議決権の数および当日出席の株主のうち賛成が確認できた議決権の合計数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。